破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２９５号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地１　江南団地78棟103号
債務者　内海　光隆
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４２号
山形市久保田１丁目２番５号、前住所山形県寒河江市本町２丁目10番40号
債務者　槙　美代子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４４号
山形市寿町７番22号
債務者　柿崎　雅也
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６９号
函館市日乃出町22番１―204号
債務者　五十嵐毬子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３０２号
函館市上湯川町16番４号
債務者　三浦　則雄
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３０３号
函館市上湯川町16番４号
債務者　三浦留美子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８２８号
埼玉県蕨市北町４丁目５番４号　岡田荘201号
債務者　齋藤　　武
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００５号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺619番地１　ヴィヴァレ東岩槻105号室
債務者　中北　　弘
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００６号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺619番地１　ヴィヴァレ東岩槻105号室
債務者　中北由貴子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４２号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地２－３―503
債務者　櫻井　綾子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８２号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５－３―301
債務者　府川　清隆
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５４号
埼玉県川口市安行出羽５丁目14番18号　ビリジアンロッジ102号
債務者　神田　紀子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２７号
さいたま市桜区西堀７丁目14番22号
債務者　小玉美絵子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５１号
埼玉県川口市大字安行領家56番地の１　ソニアコーポ202号、旧住所埼玉県川口市朝日５丁目２番25―807号　エンゼルブレッサ川口
債務者　佐藤　栄作
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７３号
埼玉県和光市白子２丁目14番55号　第３コーポふじみ205
債務者　宮城　要子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０１号
さいたま市緑区原山４丁目25番17号
債務者　小久保友子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３３号
さいたま市南区文蔵３丁目７番６―103号、旧住所さいたま市南区神明１丁目１番８号　アーバンハウス神明ヶ丘１―101号
債務者　増田　好子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係